

令和7年度第1回佐倉市文化財審議会会議報告（要録）

日時：令和7年6月30日（金曜日）15時35分～16時30分

場所：立崎家住宅（現地視察）、根郷公民館学習室1

○出席委員

委員長 遠山成一
副委員長 高見澤美紀
委員 小林裕美
委員 是澤博昭
委員 高橋龍三郎
委員 外山信司

○欠席委員

（委員 津田徹英）
（委員 濱島正士）
（委員 原正利）

○オブザーバー

協同組合伝統技法研究会
大平 秀和

○事務局

佐倉市魅力推進部文化課

○傍聴者

1人

※会議開会前（14時～15時30分）に、立崎家住宅の現地調査を実施

1 開会

会議の公開について、議事（1）審議事項については、所有者の個人情報を扱うことから非公開とし、（2）報告事項については公開とすることを説明し、了承を得た。

2 議事

（1）審議事項 立崎家住宅の国登録について（諮問）

○事務局

現地調査お疲れさまでした。現地調査では、明治後期に作られた建物であること、保存状態が非常に良いこと、建築年代の推計についても、洋釘や丸い込み栓の穴を開ける工具なども使っていること、京呂組という組み方などから、明治後期でよいだろうということ、材も非常に良い物を使っていることなど、大平さんにわかりやすく説明していただきました。

これらと報告書を踏まえて、国登録に関する意見の案を事務局で作りましたので、読み上げます。

～資料2「国登録に関する意見書（案）」読み上げ～

通常、国登録の手続きとしては、文化庁の調査官の実査が必要ですが、佐倉市は令和5年に文化財保存活用地域計画を作成しているので、実査は省略し、審議会のご意見をいただいて意見提案することになります。登録の要件としては、「築50年を過ぎていること」と、「国土の歴史的景観に寄与している」、「造形の規範となっている」、「再現することが容易でない」の3点のうち、1つでも当てはまることが要件となります。

○委員長

大平さんから補足はありますか。

○オブザーバー

佐倉市教育委員会からの委託で、平成14年から平成23年にかけて断続的に佐倉市内全域の悉皆調査を行いました。かなりの数の歴史的建造物が残っていましたが、その中でも、立崎家はこの建物を後世に残していきたいという強い気持ちがあり、建物の手入れも非常に行き届いていました。

外観しか見ていないときは、瓦屋根だったのでそこまで古いとは考えていなかったのですが、写真も残っていて、中を見ると茅葺きの痕跡があり、改造も少なかったです。そういうことも合わせると登録文化財に該当する建物であるという判断です。第一に、将来的に残していきたいという思いのある建物が残っていくというのが制度の本来の形であり、所有者の意思がはっきりしている点もプラスに働くと思います。

○委員長

ありがとうございました。築50年経過しており、景観に寄与しているので、十分要件に該当するということですね。ご意見はありますか。

○A委員

主屋について登録の価値があるということには全く異論ないのですが、土蔵も同じく明治の末の建築で、所有者は併せて残していく意思もあります。今回併せて登録しないのは何か理由があるのでしょうか。

○事務局

外壁をモルタルで直すなど改造がなされていて、外観に当初の姿をあまり残していないためです。

○オブザーバー

国の登録文化財制度の趣旨は、外観を残すということで、逆の言い方をすると、中は改造してよいということです。そのため、外観が昔ながらの姿で残っていることが主眼になってしまうのは否めません。土蔵は建物の価値としては骨組みが昔のまま残っているということはありますが、現状では登録は難しい状況です。

○B委員

3つの条件のうち1つ合致すればよいということなので、築50年以上経過していることは客観的事実があればクリアできると思うのですが、建物の年代について何年前と主張できる根拠はあるのでしょうか。

○オブザーバー

築50年以上は最低条件で、それ以外に3つの条件の中の1つに当てはまる必要があります。立崎家住宅は、大正14年の写真と昭和30年代の写真があり、それは今の形と変わっていないので、築50年の客観的証拠になります。

また、資料の最後に書いてあるように、「歴史的景観に寄与している」が1つの条件になります。木野子の地域自体が昔ながらの農村集落の景観を残し、生垣が整っていて、屋敷林がたくさん残っています。まさに日本の原風景で、歴史的景観とはああいうものを指しています。そこに佇んでいる立崎家住宅ですから、周囲の景観と併せてあの建物自体がああ場所の景観に寄与しており、登録を申請しようということになっています。

○副委員長

主屋も土蔵も棟札のようなものはなかったのでしょうか。

○オブザーバー

今回の調査では発見できていないのですが、瓦葺屋根に変えたときに昔の叉首（さす）構造の屋根を壊していて、叉首構造の芯柱に棟札が縛り付けられている例がよくあるので、昔の当主が発見してどこかにしまっているのかもしれませんが。佐倉で棟札は、町中の建物では土蔵には何個かありましたが少なかったです。地方によって特色があって、棟札がある建物のほか、解体したときに普段見えないようなところに書いてあるのが見つかる例があります。棟札は所有者や神主が意図的に残すものですが、見えないところに書き残すのは、大工など作った人が、解体したときにわかるように書いたものです。佐倉地方に特徴的な様式がわかれば、そこを探すと出てくると思いますが、今のところ主屋も土蔵も棟札など年代を確定する証拠は出てきていません。

○副委員長

調査報告書に養蚕の話が出てきますが、「時期になると1階の畳を上げて養蚕をおこなっていた」とは12畳の部屋の話ですか。

○オブザーバー

根太天井のところにしか通風口がなかったので、多分その部屋一部屋かと思われまふ。養蚕を小屋裏で行う家では、蚕が逃げ出してそこかしこに繭を作るので、隅に繭玉や屑が残っていたりしますが、立崎家住宅の小屋裏には一切ありません。また、小屋裏は梁が錯綜していたので、小屋裏でやるのは無理があります。天井板に通気口があり、天井裏で開け閉めする機構があったので、その下で養蚕を行っていたと推測されます。

○副委員長

佐倉では、畳を上げてその時期だけ養蚕をやるのは、地域的によくあることなのではないでしょうか。

○オブザーバー

佐倉だけでなく、明治時代になってから富国強兵で養蚕が盛んになった地域では、民家の4、5部屋のうち、養蚕の時期だけは1部屋で寝泊まりして、他の部屋では畳を上げて養蚕を行ったという話をよく聞きます。佐倉も明治中頃から先進地に視察に行ったりして始めた例があると、市史などの資料で読みました。佐倉の場合は大々的にはなく、養蚕をやっていたとしても、その時期だけ畳を上げてという形と思われます。

○副委員長

特に養蚕用の建物として作っているわけではないということによろしいのでしょうか。

○オブザーバー

はい。

○C委員

土間と12畳の部屋の梁に割損とかひびがあり、組んでいるところも歪んでいました。あれは今後保存していくうえでダメージとなるのでしょうか。

○オブザーバー

大きな断面の材木はいくら乾燥したものを使っても、多少は乾燥収縮してひ

び割れします。ひび割れは長手方向に入るのが主で、そちらに割れが入っても構造的にはそんなに支障はありません。明治末に建築して、関東大震災をくぐり抜けています。過去に調査した例でも、関東大震災で歪んで、小屋裏を補強していたり、その時どこを直したりというのがはっきりわかる家が往々にしてあるのですが、立崎家住宅は小屋裏も歪んでいませんし、あの土地は地盤が強く、建物を建てるときにしっかり作っています。そういうこともあって、今まで保っています。

○C委員

割れているところは補修する必要はないということですか。

○オブザーバー

ありません。梁は、構造計算するともっと断面が小さくてよいのです。あの時代の太い梁は、見栄え上太くしているのもあるので、多少亀裂が入っても心配ありません。

○委員長

意見書の文言については、何かありますか。

○副委員長

「研究所を昭和24年に設立し、本社を木野子に、東京の日本橋には東京支社を置いている。」とありますが、報告書には設立時の本社は渋谷区に置いたとあります。「現在は」を入れておいた方がよいのではないのでしょうか。

○D委員

それを入れるのだったら、工場が昭和24年からずっと木野子にあり、工場を木野子に置いたことのほうがはるかに重要ではないのでしょうか。そうでないと迎賓施設として使う意味がありません。

○A委員

会社を設立したことだけでよく、本社の話は不要ではないのでしょうか。

○D委員

そうすると木野子と会社との結びつきがわからなくなってしまう。地元の会社が、きちんと残そうという意思を示し、地元貢献をしようということです。本社の話が不要でしたら、「工場を木野子に置いた」だけでよいのではないのでしょうか。

○副委員長

現在のことは入れないで、昭和 24 年の状況だけでよいということですね。

○事務局

そのように修正します。

○委員長

それでは訂正していただいた内容で答申とします。

（２）報告事項

①佐倉市文化財保存活用地域計画の進捗及び評価について （令和 6 年度事業報告）

○委員長

時間の関係で資料 3 の事務局説明は省略とのことです。ご意見ご質問はありますか。

○Ｄ委員

「佐倉城下町絵図集成」が 788 部売れているのは、非常に素晴らしいです。郷土の魅力の発信に協力していると思います。進捗状況の「十分進んでいる」はそうだろうなと思いました。

○事務局

内容も頑張って充実させたところもありますし、朝日新聞、読売新聞でも記事で取り上げてもらい、千葉歴史学会の会誌でも紹介いただくなど、上手く発信できたことで、売り上げにつながりました。地方史研究も川名先生のご紹介で、同じ分野の研究者に執筆を依頼しているという形で紹介いただけます。

○委員長

在庫はまだありますか。

○事務局

販売分は 1500 部ですので、あと約 700 部あります。

○Ａ委員

ふるさと納税について、令和 6 年度は実績も上がっていますが、このお金はど

のように使うのか、見通しはありますか。

○事務局

令和6年度の実績が伸びているのは、佐倉の魅力推進課でふるさと納税の返礼品のメニューを充実させたところがあるのかと思います。ふるさと納税全体が増え、その使途に日本遺産や文化振興を選んでいただけたということです。魅力推進課とともにふるさと納税を拡大し、歴史文化の振興を選んでもらえるような取組を進めて行きたいと考えています。

○A委員

このお金がそのまま文化財の保護に使えるというわけではないのですか。

○事務局

特定財源に当たるので、この財源をもとにして歴史的建造物の修復の補助金や日本遺産の情報発信などに使えます。

○A委員

一般の予算にプラスアルファされる形でしょうか。

○事務局

そのようなイメージです。

○副委員長

取組の進捗の評価について、「十分進んでいる」「一部進んでいる」とは、令和6年度中に行うべきことができているのが「一部進んでいる」なのか、全体の中で令和6年度分として進めているのが「一部進んでいる」なのか、評価の基準をお聞きします。

○事務局

令和6年度にやろうとしたことができているかではなく、計画全体として見たときに、このペースだと全部できないという状態を「一部進んでいる」として、これから充実させていく必要があるというような形で評価しています。

○副委員長

見通しを含んでいるという形ですね。

○事務局

はい。

②令和7年度文化財関係の主な事業について

○事務局（小倉・須賀）

～資料4に基づき説明～

○委員長

3「市内寺社美術工芸品把握調査」について、アンケートに回答があり、受け入れ可能となったのは何件ですか。

○事務局

160件送付し、返信があったのは38件、うち「受け入れ可能」が25件、「条件が整えば受け入れ可能」が7件、「受け入れ不可」が4件でした。「受け入れ可能」「条件が整えば受け入れ可能」と回答いただいた社寺を主な対象として、文化財保存活用地域計画の期間の令和13年度までの中で、調査を進めて行きます。

○副委員長

「佐倉・長崎関連企画展」は楽しみです。長崎での展示、巡回展のような形は考えているのでしょうか。

○事務局

予算の関係から、佐倉のみでの開催と考えています。長崎市ではポンペが松本良順と開いた長崎の養生所跡の発掘調査を数年前に行っていて、その成果も併せて佐倉で公開できればと考えています。

3 その他

特になし

（閉会）